

松戸市学校給食費支援事業申請書（第3子以降の無償化）

（宛先）松戸市長

記入日：令和 年 月 日

申請者 (保護者)	住 所	
	カナ氏名	
	氏 名	
	連絡先電話番号	()

同意事項

- (1) 住民基本台帳の住民情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を松戸市が確認すること。
- (2) 市民税等に関する課税状況を松戸市が確認すること。
- (3) 学校給食費に関する支援の受給状況等を松戸市と関係市町村の間で調査・確認すること。(市外からの転入の場合等)
- (4) 上記(1)～(3)への同意は私の世帯に属する児童・生徒が松戸市立小・中学校に在籍する期間、継続すること。
- (5) 学校給食費の滞納が生じた(または、現に滞納がある)場合、市の債権管理に関して以下の事項を承諾すること。
 1. 債権の保全上必要があるときは債務者(=保護者。以下「債務者」という。)に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めること。
 2. 市が保有する債務者の情報のうち、債権の管理のために必要な情報を市長が利用すること。
 3. 債務者の財産及び財産に関連がある情報(以下「財産等」という。)について、次に掲げる者に質問し、又は財産等に関する帳簿書類等を調査すること。
 - (ア) 債務者の財産を占有する者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (イ) 債務者等に対し債権もしくは債務があり(金融機関、給与支払者、取引先等)、又は債権者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
 - (ウ) 債務者が株主又は出資者である法人
 - (エ) (ア)から(ウ)に掲げる者のほか、債務者に関係がある者
 4. 通学校への緊急連絡先の情報を確認し、利用すること。
- (6) なお、このことについて、世帯内すべての保護者の同意を得ています。

確認事項

1. 税法上または保険証上「3人以上の子」を、扶養している。
2. 「第3子以降の子」が、「松戸市立中学校」に在籍している。
3. 世帯で学校給食費の「滞納」はない。

松戸市学校給食費支援事業実施要綱第5条の規定により、無償化を受けたいので、上記の内容に同意のうえ申請します。

	カナ氏名	生年月日	在籍している中学校 (松戸市立学校のみ)	学年
1		平成・令和 年 月 日		年
2		平成・令和 年 月 日		年
3		平成・令和 年 月 日		年
4		平成・令和 年 月 日		年
5		平成・令和 年 月 日		年
6		平成・令和 年 月 日		年